

## 別紙 1

# 「元気なお店応援プログラム」商店街空き店舗対策補助事業 実施要綱

### (趣旨)

第1条 商店街を含む「まち」の活性化を図るため、空き店舗の有効活用のための空き店舗対策事業を実施する商店街の組合等（以下「事業実施団体」という）、事業者に対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行う。

### (事業の内容)

第2条 本事業では、次の空き店舗対策補助事業を行う。

- (1) 賃借料に対する補助事業
- (2) 上記(1)採択事業の空き店舗入居者に対する事業資金借入時の利子補給事業

### (補助の対象及び内容)

第3条 本補助事業の対象となる団体、事業者及び内容（補助額・補助期間・補助対象経費等）は、別表のとおりとする。

### (承認申請)

第4条 本補助事業の承認申請書は、様式1により提出するものとし、別表に定める書類を添付しなければならない。

### (審査)

第5条 本補助事業の採択の可否は会津若松商工会議所定例正副会頭会議で審査し、審査結果は文書によって事業実施団体または事業者に通知する。審査経過については公開しない。

### (事業計画の変更及び中止)

第6条 採択された事業計画に変更が生じた場合、また、やむを得ない事情により計画を中止する場合には、様式2により変更（中止）申請を行わなければならない

### (補助金の交付)

第7条 採択事業に対する補助金の交付は、単年度毎に行うものとする。

### (実績報告及び交付請求)

第8条 事業実施団体等は単年度毎に実績報告並びに交付請求を様式3により提出するものとし、別表に定める書類を添付しなければならない。また、その提出期限は該当する年度分を翌年度4月15日までとする。

### (事業年度)

第9条 本補助事業の事業年度は4月1日から3月31日までとする。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

本改正要綱は、令和2年4月1日より施行する。

本改正要綱は、令和4年4月1日より施行する。